

## 建築基準法に基づく中間検査の対象建築物の拡大について

### 1. 拡大の背景

平成19年度の建築基準法改正により、構造審査の厳格化が図られ、さらに平成22、23年度に、その運用改善が図られましたが、その検討過程において、工事監理の適正化や中間検査・完了検査も徹底すべき、との指摘がありました。

とりわけ、本県におきましては、三連動地震の発生確率が高まる中、さらなる建築物の安全対策に、計画的かつ効果的に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、昨年度から関係諸団体の意見も伺いながら、中間検査を実施すべき対象建築物の追加について、検討してきた結果、変更案がまとまったものです。

### 2. 拡大の内容

|          | 現行        | 追加を検討している対象建築物                                                                                              | 対象建築物の追加理由                                                  |
|----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 構造       | 木造        | 鉄骨造、鉄筋コンクリート造<br>鉄骨鉄筋コンクリート造                                                                                | 事後報告である「工事監理状況報告書」にかえて、中間検査を実施する。<br>*1                     |
| 用途       | 全て        | 不特定多数の人が利用する建築物<br>・劇場,映画館,観覧場,集会場等<br>・百貨店,マーケット,展示場,遊技場等<br>災害時に特別な配慮が必要な建築物<br>・病院,ホテル,共同住宅等<br>・学校,体育館等 | 建築基準法別表第1(い欄(一)～(四)と同一とする<br>*2<br>全国的にも39の都府県が中間検査の対象としている |
| 階数<br>規模 | 50㎡<br>以上 | 3階建以上又は500㎡以上                                                                                               | 工事監理状況報告書の必要な規模と同一とする<br>*3                                 |

\*1 工事監理状況報告書：一定の工程ごとに工事監理者が工事監理の状況を報告するもの。

\*2 別表第1：特殊建築物（不特定多数の人が利用する建築物、災害時に特別な配慮が必要な建物）を規定した表

\*3 中間検査の必要となる建築物については工事監理状況報告書は不要とする。

### 3. 今後のスケジュール

- 9月15日 パブリックコメントの実施について議会報告
- 9月～10月 パブリックコメントの実施
- 10月 公示及び周知
- 11月 施行

